

グリーンボンド / グリーンボンド・プログラム 外部レビューフォーム

セクション 1. 基本情報

発行体名:	イオンプロダクトファイナンス株式会社
グリーンボンド又はフレームワークの名称:	信託受益権 201908(契約番号 210226) A 号優先受益権・メザニン I-1 受益権・メザニン I-2 受益権・メザニン II 受益権・劣後受益権
外部レビュー者名:	株式会社 日本格付研究所
本フォーム記入日:	2019年8月30日
レビュー公表日:	2019年8月30日

セクション 2. レビューの概要

レビュー対象

本レビューでは、以下の要素について審査し、グリーンボンド原則との適合性を確認した。:

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金用途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定プロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |

ROLE(S) OF Independent External REVIEW PROVIDER

- | | |
|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input checked="" type="checkbox"/> スコアリング/格付け |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

注: 複数のレビュー、異なる提供者がいる場合、レビューごとに個別のレビューフォームを提供してください。

レビューのサマリー 及び 評価レポート全文への URL リンク

本件のオリジネーターであるイオンプロダクトファイナンス株式会社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社の連結子会社である。2013年5月にイオンフィナンシャルサービスグループの一員となった。イオンフィナンシャルサービスグループの中では、個品割賦を取り扱う会社として位置づけられている。

イオンプロダクトファイナンスは、イオンフィナンシャルサービスとともにイオングループの一員として CSR に係るビジネスの推進を強化するとしている。イオンにおいては、「イオン サステナビリティ基本方針」において脱炭素社会の実現をかねており、「イオン 脱炭素ビジョン2050」などを具体的な目標として環境に貢献する活動を行っている。

今般の評価対象は、イオンプロダクトファイナンスが顧客に対して実行するリフォームローンおよびソーラーローンを裏付けとして、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として組成される信託受益権のうちの一部である。

イオンプロダクトファイナンスは、リフォームローン、ソーラーローンおよび金銭を三菱 UFJ 信託銀行に信託し、A 号優先受益権、B 号優先受益権、メザニン I-1 受益権、メザニン I-2 受益権、メザニン II 受益権、劣後受益権の交付を受ける。これらの信託受益権は劣後受益権を除いて投資家に譲渡される予定であり、これによって証券化される。

証券化期間中は、顧客から返済されるローンの元利金を原資とし、信託契約によってあらかじめ決められた方法によって、各信託受益権への配当の支払いおよび元本の償還が行われる。

裏付け資産のうち、ソーラーローンはイオンプロダクトファイナンスが個人顧客および法人顧客に対して実行するローンのうち、太陽光発電システム、蓄電池、オール電化設備等の設置を目的としたものをさし、設置対象となる設備はいずれも省エネ性能の高い設備であることを確認している。また、対象となる設備は、(1) 小規模な太陽光発電システムの設置が中心であり、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されないこと、(2) 工事はイオンプロダクトファイナンスの審査で選定された加盟店によって行われ、ローンの実行に際しては、顧客から工事完了の連絡を確認することから、適切に環境改善効果を発現する蓋然性が高いことにより、環境面で懸念されるリスクが適切に回避されていることを確認した。したがって、今般の資金使途の対象は、再生可能エネルギープロジェクトとして環境改善に資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。今般の証券化では、総額約 174.9 億円の信託受益権が組成され、そのうち A 号優先受益権、メザニン I-1 受益権、メザニン I-2 受益権、メザニン II 受益権、劣後受益権（総額約 122.4 億円）がグリーンボンド評価対象であり、資金使途をソーラーローンとしている。

本信託受益権の発行代わり金は、信託契約をはじめとした本件に関する諸契約書で定められた方法によって適切に支払われていることを確認している。また、イオンプロダクトファイナンスがイオングループの一社として、環境問題を重要な課題と認識し、明確な目標を持って取り組んでいることについても確認した。

以上より、本信託受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green1”とした。

評価レポート全文への URL リンクは以下をご参照。

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

セクション 3. レビューの詳細

レビュー者は、できる限り以下の情報を、コメントの枠を使用し、できる限り提供することが推奨される。

1. 資金使途

本項目に係るコメント欄:

- a. プロジェクトの環境改善効果について
- 資金使途の 100%が太陽光発電システムおよび付帯設備の設置を目的としたリフォームローンであり、CO₂削減効果が期待される。
 - 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち再生可能エネルギーおよび省エネルギー（エネルギーの効率化）に該当する。政府のエネルギー基本計画では、2050 年に向けた技術革新の一つとして分散型エネルギーシステムの改善、普及を推進している。
- b. 環境に対する負の影響について
- 評価の結果、環境への負の影響のある蓋然性は低いと判断した。

GBP における資金使途の分類:

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー | <input type="checkbox"/> エネルギー効率 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止及び管理 | <input type="checkbox"/> 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 |
| <input type="checkbox"/> 陸上及び水生生物の多様性の保全 | <input type="checkbox"/> クリーン輸送 |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源および廃水管理 | <input type="checkbox"/> 気候変動への対応 |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス | <input type="checkbox"/> グリーンビルディング |
| <input type="checkbox"/> 発行時点では明らかでなかったが、現時点において GBP 分類に該当することが予想される、または、まだ GBP 分類に含まれていないが適格グリーンプロジェクト分野と思われるもの | <input type="checkbox"/> その他 |

GBP 以外のタクソノミー(プロジェクト分類)を使用している場合はそれを特定すること。:

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本項目に係るコメント欄:

イオンプロダクトファイナンスは資金使途について、明確な環境面での目標、プロジェクトの選定基準およびプロセスを定めている。
当該事項は、JCR による評価レポートの中で開示されている。

評価と選定

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 発行体の環境面での持続可能性に係る目標が定められている | <input checked="" type="checkbox"/> 対象事業が選定基準分類に適合していることを決定するプロセスが文書化されている |
| <input checked="" type="checkbox"/> グリーンボンドの資金使途としての適格プロジェクト基準が定義され、透明性が確保されている | <input checked="" type="checkbox"/> 事業実施に伴う ESG リスクの可能性が特定され、管理されるプロセスが文書化されている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事業の評価と選定基準の概要が公表されている | <input type="checkbox"/> その他 |

責任及びアカウンタビリティに係る情報

- 評価・選定基準は外部からのアドバイスまたは
は検証を受けている 社内で評価している
- その他

3. 調達資金の管理

本項目に係るコメント欄:

本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金は、実質的に裏付け資産の取得に充当される。裏付け資産の残高は、債務者からの元利金の返済により減少するが、これにともない信託受益権の元本も償還され減少することを信託契約書により確認している。

また、本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金を実質的に裏付け資産の取得に向けられていることは、信託契約書および受益権譲渡契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

裏付け資産の取得のため信託受益権が交付され、投資家に譲渡されるまでの取引は、諸契約書で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

調達資金の追跡管理:

- グリーンボンドの調達資金は分別管理され、または適切な方法で発行体によって追跡管理されている。
- 未充当資金の一時的運用方法について、開示されている。
- その他

追加開示事項:

- 新規投資への充当のみ 既存・新規投資両方への充当
- 個別の支出に充当 ポートフォリオベースの支出に充当
- 未充当資金のポートフォリオバランスを開示 その他

4. レポーティング

本項目に係るコメント欄:

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本証券化によって組成された信託受益権により調達した資金は、全額が実質的に裏付け資産の取得に向かうものとみなされるため、未充当資金にかかる期中のレポーティングは想定されない。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

資金使途の対象となるソーラーローンの概要については本評価レポートの評価フェーズ 1 に記載のとおりである。今後、イオンプロダクトファイナンスは信託財産状況報告書内で、ソーラーローンの対象となる太陽光発電システム等の設置を行ったことによる環境改善効果（推定発電量および推定 CO₂ 削減量など）について定期的な開示を行うことを予定している。

資金使途のレポーティング:

- 個別プロジェクト・ベース プロジェクトのポートフォリオ・ベース
- 個別債券への紐づけ その他

レポート情報 :

- 充当金額 総投資額に占めるグリーンボンドによる資金
充当の割合
- その他:

頻度:

- 年に一度 半年に一度
- その他: 受託者により作成される信託財産報告書により月次で報告予定

インパクトレポート:

- 個別プロジェクト・ベース プロジェクトのポートフォリオ・ベース
- 個別債券への紐づけ その他

頻度:

- 年に一度 半年に一度
- その他: 受託者により作成される信託財産報告書により月次で報告予定

レポート情報 (理論値または実績値) :

- GHG 排出量 / 削減量 エネルギー削減量
- 水使用削減量 その他 ESG 指標

開示方法

- 財務諸表における公表 サステナビリティレポートにおける公表
- アドホック (非定期) 刊行物における公表 その他:
- レポートの外部レビュー
資金充当状況及びインパクトレポートが外部レビュー対象

有用なリンク

株式会社イオンフィナンシャルサービス (イオンブ ロダクトファイナンスの親会社) の CSR に係る取 り組み	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/
JCR のグリーンボンド評価手法	https://www.jcr.co.jp/greenfinance/

外部レビューを受けた場合、その種類

- セカンド・オピニオン 認証
- 検証 スコアリング/格付け
- その他

レビュー提供者: 株式会社 日本格付研究所

公表日: 2019年8月30日

ABOUT ROLE(S) OF INDEPENDENT REVIEW PROVIDERS AS DEFINED BY THE GBP

1. **Second Party Opinion:** An institution with environmental expertise, that is independent from the issuer may issue a Second Party Opinion. The institution should be independent from the issuer's adviser for its Green Bond framework, or appropriate procedures, such as information barriers, will have been implemented within the institution to ensure the independence of the Second Party Opinion. It normally entails an assessment of the alignment with the Green Bond Principles. In particular, it can include an assessment of the issuer's overarching objectives, strategy, policy and/or processes relating to environmental sustainability, and an evaluation of the environmental features of the type of projects intended for the Use of Proceeds.
2. **Verification:** An issuer can obtain independent verification against a designated set of criteria, typically pertaining to business processes and/or environmental criteria. Verification may focus on alignment with internal or external standards or claims made by the issuer. Also, evaluation of the environmentally sustainable features of underlying assets may be termed verification and may reference external criteria. Assurance or attestation regarding an issuer's internal tracking method for use of proceeds, allocation of funds from Green Bond proceeds, statement of environmental impact or alignment of reporting with the GBP, may also be termed verification.
3. **Certification:** An issuer can have its Green Bond or associated Green Bond framework or Use of Proceeds certified against a recognised external green standard or label. A standard or label defines specific criteria, and alignment with such criteria is normally tested by qualified, accredited third parties, which may verify consistency with the certification criteria.
4. **Green Bond Scoring/Rating:** An issuer can have its Green Bond, associated Green Bond framework or a key feature such as Use of Proceeds evaluated or assessed by qualified third parties, such as specialised research providers or rating agencies, according to an established scoring/rating methodology. The output may include a focus on environmental performance data, the process relative to the GBP, or another benchmark, such as a 2-degree climate change scenario. Such scoring/rating is distinct from credit ratings, which may nonetheless reflect material environmental risks.